不祥事根絶のための校内ルール

田野中学校の教職員一人ひとりが、「教育は信頼なくして存在し得ない」との自覚を改めて喚起し、不祥事を「自分ごと」としてとらえ、「不祥事は絶対起こさない。」という強い意志のもと、法令遵守を徹底していきます。



田野町立田野中学校

教育公務員としての自覚

学校には、次のようなことが求められています。

・子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つこと
・子どもたちの成長のために、高い資質能力を備えた教職員が自信をもって指導に当たること
・保護者や地域も加わり、生き生きと活気ある教育活動を展開すること

こうした学校づくりを進めていくためには、子どもたちの教育に直接かかわる教職員の資質能力の向上を図ることが大切です。

田野中学校の教職員は、公共の利益に奉仕する者として、職務に誇りをもち、常に高い倫理観と専門性を保ち、生徒の健全な成長をサポートするという使命を理解し、その責務を果たすことを念頭に置き職務にあたります。具体的には、下記のことを遵守しながら教育活動を推進していきます。

- 生徒の未来を育む崇高な使命を負っていることを自覚し、教育に対す情熱と責任感をもちます。
- 研究と修養に努め、教育に関する専門的知識や指導力を常に高め、指導者として生徒の能力を引き出す努力をします。
- 公務員として全体の奉仕者であり、公共の利益のために尽力します。
- 勤務時間内外を問わず、信用失墜行為（飲酒運転、交通法規違反、児童生徒性暴力、不適切な言動、体罰、ハラスメント、個人情報漏洩、公金の不正取扱い　等）を禁じます。
- 教職員としての品位と品格を保ち、生徒や保護者、地域住民からの信頼を失わないように、誠実に行動します。
- 生徒一人一人の命や人権と尊厳の尊重を第一に考えます。

教職員等による児童生徒性暴力等の防止

1. 基本原則

教職員は、児童生徒の心身の健全な発達を保障するため、児童生徒の尊厳と人権を最大限に尊重します。児童生徒に対する性暴力や、それに準ずる行為は絶対に許されません。

---

2. 行動規範

2-1. 児童生徒との関係構築

・児童生徒との信頼関係は教育活動の基盤ですが、教師と児童生徒という立場を逸脱する私的な関係は一切築きません。
・児童生徒を個人的に呼び出したり、個人的な外出や食事に誘ったりすることは禁止します。
・児童生徒への指導及び相談等の対応は、複数名で対応します。やむを得ず１対１で対応する際は、場所、対象者、対応内容等について、事前に管理職に報告し、許可を得て行います。

2-2. ＳＮＳ，写真撮影等

・個人的なメールアドレスやSNSアカウントを児童生徒に教えたり、交換したりすることは禁止します。
・教職員個人所有の携帯電話等を使用し、児童生徒の写真や動画を撮影することを禁止します。
※但し、安全対策及び授業研究の目的で使用する場合は可とします。その際は、学校長の管理・監督のもと適切に使用するとともに、使用目的について生徒に周知します。
・学校所有の端末で児童生徒の学習活動等の様子を撮影するときは、セクハラやわいせつ行為を疑われないよう、構図やアングルに気を付けて撮影します。
・児童生徒の画像等を管理職の許可なく持ち出すことを禁止します。

2-3. 身体的接触とプライバシー

・児童生徒の身体に不必要に触れる行為や、身体的特徴をからかうような言動は禁止します。
・児童生徒の着替えや身体的なケアが必要な際は、複数の教職員で対応するか、他の児童生徒が近くにいる状況で行います。
・児童生徒のプライベートな情報を、教育上の目的なく尋ねたり、他者に漏らしたりすることは禁止します。

2-4. 言動と振る舞い

・児童生徒に対し、性的な言動や性的な内容の冗談を言うことは禁止します。
・性的な被害を受けた児童生徒の話を聞く際は、被害者のプライバシー保護を最優先し、慎重に対応します。

・児童生徒の性別、性的指向、性自認に関する不適切な発言やからかいをすることは禁止します。

---

3. 施設管理

・教室や更衣室、トイレ、校内における死角や空き教室等の定期的な点検を行います。
・教室等を常に整理整頓し、死角を減らし、不審物（カメラ等）を設置できないように環境を整えます。

---

4. 報告・相談体制

4-1. 報告義務

・教職員は、性暴力やそれに準ずる行為の発生を知った場合、速やかに校長または指定された相談窓口に報告しなければなりません。
・報告を受けた教職員は、事実確認を慎重に行い、被害児童生徒の安全確保を最優先に対応します。

4-2. 相談窓口

・校内に「児童生徒性暴力等防止相談窓口」を設置し、担当者を明確にします。
・相談窓口の情報（担当者）は、教職員だけでなく、児童生徒や保護者にも周知します。

児童生徒性暴力等防止相談窓口担当者：管理職、養護教諭

※窓口担当者は養護教諭ですが、相談しやすい教職員に相談してください。

---

5. 懲戒処分および未然防止

5-1. 厳正な対応

・本ルールに違反し、性暴力等の行為を行った教職員は、就業規則に基づき厳正に処分します。
・悪質な事案については、警察等の関係機関に通報し、連携して対応します。

5-2. 研修の実施

・全ての教職員に対し、児童生徒の性暴力等防止に関する研修を、年1回以上実施します。

※研修では、性暴力の定義や事例、被害児童生徒への対応方法、予防策について学び、意識向上を図ります。

このルールは、教職員、児童生徒、保護者の三者が一丸となって、児童生徒の安全を守るためのものです。全ての教職員は、このルールの趣旨を深く理解し、遵守する義務があります。

教職員等による児童生徒等への性暴力等事案発生時の初期対応フロー

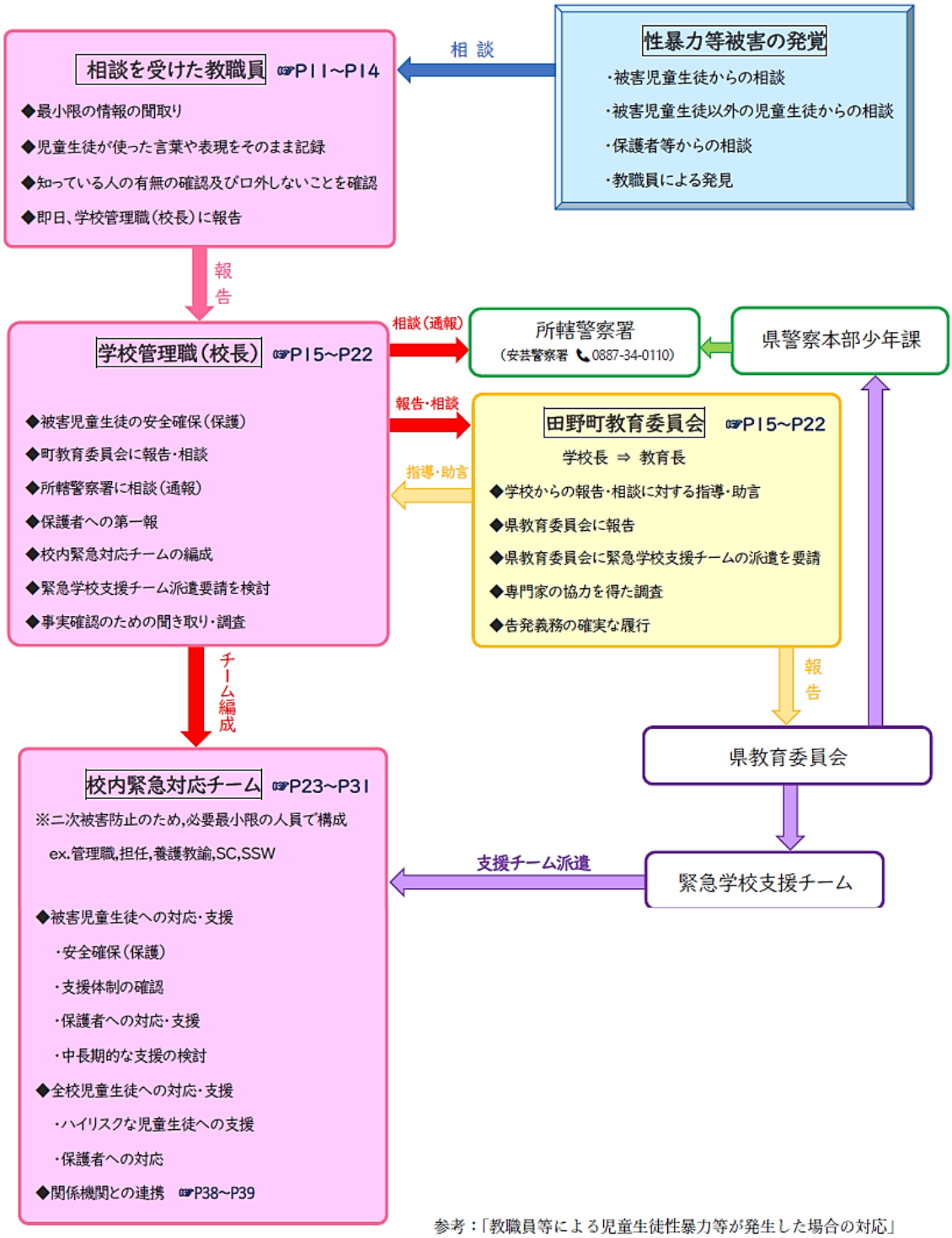

参考：「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」
高知県教育委員会　令和６年５月

体罰の禁止

1. 基本原則

体罰は児童生徒に、身体的、精神的苦痛を与え、教育的効果を低下させるばかりか、児童生徒の人権を踏みにじり、心身にマイナスの影響を及ぼし、暴力を肯定する気持ちや態度を助長させることにつながります。

体罰は、※学校教育法第11条ただし書きで明確に禁止されている行為であり、絶対に起こしてはならない行為です。体罰を指導方法の視点から捉えるのではなく、「人権」の問題として考えていくこと、また、児童生徒の指導を一人の教員に任せきりにせず、学校全体で取り組む体制をつくっていきます。

※「学校教育法」第11 条
◎ 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

---

2. 適切な指導

・児童生徒への指導は、感情を抑え、冷静に行います。
・児童生徒の話をじっくり聴いたり、児童生徒が理解し、習得するまで待ったりするなど、ゆとりを持った対応や指導をします。
・児童生徒の問題行動に対して体罰に頼らない適切な指導を行います。

---

3. 体制等の整備

・体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めます。
・体罰を知ったら、速やかに管理職員に報告、相談します。
・指導にあたっては、複数の教員で適切な対応を行います。
※他の教職員、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して指導にあたります。

---

4. 研修の実施・ガイドラインの周知及び理解

・体罰に頼らない指導のあり方について学校全体での研修を実施します。
・「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年５月　文部科学省）等により、部活動の意義や位置付けを理解し部活動指導を行います。

交通規則の遵守、飲酒運転の根絶



1. 基本原則

道路交通における違法行為は、ともすれば、大きな事故を引き起し、自他の生命を脅かす危険性の極めて高い悪質重大な交通違反です。

飲酒運転は、飲酒量の多少にかかわらず道路交通法第65条で禁止されている違法な行為であり、児童生徒に遵法精神を教える教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるもので、絶対に許されません。

公私を問わず、自家用車等（公用車、自転車等を含む。以下同じ）を利用する際には、道路交通法を遵守し、常に県民の模範となる正しい運転を心がけ、交通事故の防止に努めるとともに、事故発生の場合は速やか、かつ誠実な対応をします。

---

2. 規範意識

・スピード違反やあおり運転は飲酒運転と同様に、道路交通法で禁止されている違法な行為であり、特に大幅な速度超過は危険性の極めて高い重大な交通違反だということを認識して自家用車等を運転します。
・車両等は扱い次第で人の命を奪う凶器になるということを認識して自家用車等を運転します。
・飲酒する場所に車両等で行かないという心構えを常にもっておきます。
・車両等を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら運転を行うことと同様に許されないことを確認して適正に自家用車等を運転、また同乗します。

---

3. 行動規範

・目的地への移動は、時間的に余裕をもって行います。
・職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際には、飲酒運転をすることのないよう事前指導を徹底します。
・アルコールは、体質や飲酒量によって半日以上熟睡しても抜けきらない場合があることを理解し、翌日、車両等に乗らなければならないのに、飲み会の予定を入れたりしません。
・生徒が乗車しての自家用車や公用車の運転は行いません。

---

4. 体制の整備

・飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりに努めます。
・飲酒運転に係る不祥事が他で発生した場合には、職員朝礼、職員会時等で教職員に知らせ、注意喚起を行います。
・運転の前後に、安全運転管理者（管理職）等による、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を行います。

個人情報の適切な管理・保管

1. 基本原則

教職員は、日々、児童生徒や保護者等に関するたくさんの個人情報に触れながら教育活動を行っています。これらの情報は、職務上知り得た秘密であり、公務員として、現職はもちろん退職後も、他に漏らしてはならないものです。

また、こうした個人情報は、学校で管理すべきものであり、個人情報の記載された文書等の持ち運びや保管には十分注意するとともに、学校を異動する場合は、その引き継ぎや廃棄については、確実に行う必要があります。

さらに、教育現場のＤＸが進むなかで、十分なセキュリティ対策がされていない情報機器に個人情報を格納して持ち運んだ際に機器を紛失する、または盗難に遭うといったリスクが高まっているとともに、メールの誤送信等による個人情報の漏えいといった事態も起きています。

個人情報の漏えいは、個人のプライバシーが侵害され、大きな被害を与える可能性があり、仮に個人情報が漏えいしなかったとしても紛失や盗難という事実だけで学校に対する信用を失墜させることになるため、その取扱いには十分に注意を払い、職務にあたります。

---

2. 行動規範

・生徒・保護者等に関する情報（生徒の写真・動画を含む）は、個人情報であり、法令に基づく守秘義務があるという認識のもと情報を扱います。
職務上知り得た秘密情報は口外しません。
・セキュリティ対策が不十分な情報機器は使用しません。
・情報機器を校外に持ち出す場合は、学校長の許可を得て持ち出します。その際、使用目的、使用場所、持出し日、返却日等を管理簿に記入し、機器の所在等を管理します。
・机上、コピー機・パソコンの周辺等に個人情報を放置したままになっていないか常に注意を払います。
・個人情報の入った文書などは、適正に保管します。
・個人情報が記載された文書等を学校内で持ち運ぶ際は適切に管理します。
・必要のなくなった個人情報は、必ずシュレッダー等で処分します。
・個人情報を目的外に利用しません。
・個人情報を安易に学校外へ持ち出しません。やむを得ず学校外へ個人情報を持ち出す際には、学校長の管理・監督のもと適正に扱います。
・各種ソーシャルメディアネットワークでの個人情報のやりとりは禁じます。
・電子メールの送信や郵便物を送る際は、宛名や送付文書の宛先、送付文書の内容等を複数の職員で確認します。
・個人情報等の非公開情報を含む電子メールについては、添付ファイルにパスワードを設定して送信・送付します。その際の添付ファイル等の内容については、学校長の決裁を受けたものを送付します。
・複数の相手に同時にメールを送信する際は、あて先を「BCC（ブラインドカーボンコピー）」に指定して送信します。

公金の適正な執行管理

1. 基本原則

教職員は、学級費などのさまざまな徴収金やＰＴＡ会計等を扱う立場にあります。こうした学校徴収金等については、校長の承認のもと、保護者から預けられる経費であることを認識し、いつ、誰が見ても分かる会計処理を心がけなければなりません。また、金銭管理は校長も含め複数で行うとともに、チェックする体制が必要です。

物品の購入にあたっては、会計規則など所定のルールに従って行うとともに、特定の業者に偏ることのないように配慮しなければなりません。公金を不正に自分の個人的利益とすると、刑法第253条の業務上横領となります。

上記のことを踏まえ、公金の取扱いを行います。

---

2. 各家庭からの徴収金（集金）

・徴収金額（集金額）については、学校長の決裁によって決定します。
・徴収方法（集金方法）は、原則、銀行引落しとし、校内で現金を扱う頻度を最小限にとどめます。

---

3. 公金、徴収金（集金）等の取扱い

・私的な支払いに一時的に借りたりすることを禁じます。
・支払いにおいて、私的なポイントカードにポイントを貯めることを禁じます。

---

4. 現金の取扱い

・やむを得ず現金を取り扱う場合は、現金をロッカーや机等に入れて保管せず、原則として収納日当日に指定金融機関等に払い込むなど適正に管理します。

---

5. 業者等の選定及び支払い

・業者を選定する際には、複数の業者から見積もりを徴取することなどにより、合理的な決定を行います。
・支払いは速やかに行います。
・現品と納品書との検認行為を適切に行い学校長に報告します。
・値引きがあった場合には、値引きした額で事務手続き、支払いを行います。

---

6. 会計

・会計は単年度で処理します。。
・年度の収支終了後、速やかに決算書を作成し、学校長の点検を受けます。残金がある場合は、適正に処理します。

参考：信頼される学校づくりのために～不祥事防止に向けて～　令和６年10月改訂版　高知県教育委員会
教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
令和４年３月18日　文部科学大臣決定　令和５年７月13日改定
教職員等による児童生徒性暴力等に関する取組事例集－学校での性暴力から子供を守る－
令和５年３月　文部科学省
教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応　令和６年５月　高知県教育委員会